



保護者の皆様

## 保存版

令和7年5月14日

京都市立第四錦林小学校  
校長 森田 千佳

# 震度5弱以上の地震が起きたら！

## 地震に対する非常措置についてのお知らせ

京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

### 1. 登校前に発生した場合

- \* 「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
  - ・深夜0時までに発生 → 翌日を臨時休業
  - ・深夜0時から登校までに発生 → 当日を臨時休業
  - ・休業日、休業前日に発生  
→原則として休業明けの登校日を臨時休業
    - ・安全が確認でき、授業等を実施する場合は「すぐーる」・ホームページにてお知らせします。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

### 2. 在校中に発生した場合

- \*直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。
- \*帰宅に関しては、保護者への引き渡しの措置を取ります。詳細は、「すぐーる」等でお知らせいたします。

※以上のことをお子たちにもお話しください。

※このお知らせはホームページでも掲載させていただいている。

※警報の発令、解除については、テレビ、インターネット等でご確認ください。